

8 「共済契約者氏名等変更届・共済契約証書再交付申出書」の記載上の留意点

共済契約者の名称又は住所が変更になったとき又は共済契約対象施設等の名称、住所地、施設種
類が変更になったとき並びに共済契約証書を紛失・き損したときは、「共済契約者氏名等変更届・共
済契約証書再交付申出書」を提出してください。

共済契約者氏名等変更届・共済契約証書再交付申出書
(約款様式第10号)

令和〇年4月1日
独立行政法人福祉医療機構理事長様

機構受付日付印

次のとおり
届出区分
① 変更があったので届け出ます。
② 再交付を申し出ます。
該当する届出区分に○をつけてください。

共済契約者番号 1 3 〇 × △ 〇	共済契約者	氏名又は名称 社会福祉法人虎ノ門福祉会	郵便番号 105 - 8486 東京都港区虎ノ門4-3-13
		主たる事務所の所在地	事務担当者氏名 北海道 花子 連絡先 電話 03-3438-00×△

1. 共済契約者氏名又は名称・所在地の変更有無 有 (1に変更事項を記入してください) ・ 無

2. 施設名称・所在地・施設種類の変更有無 有 (2に変更事項を記入してください) ・ 無

3. 共済契約証書の再交付申出 理由 **紛失したため**

※該当する番号に○をつけてください。また住居表示の変更等で共済契約者情報、施設情報の両方が変更された場合はそれぞれ記入をお願いします。

3. 共済契約者の変更事項

名称	フリガナ	新	
変更年月日		旧	
主たる事務所の所在地	郵便番号	新	都道府県
変更年月日		旧	

4. 共済契約対象施設等の変更事項

施設番号	0 0 3	種類コード	
名称		新	
変更年月日		旧	
所在地	郵便番号	新	都道府県
変更年月日		旧	
種類		新	
		旧	

5. <添付書類>

1 共済契約者の名称を変更した場合、履歴事項全部証明書(写)を添付してください。
2 共済契約対象施設等の種類を変更した場合、(所轄庁受理印付の「変更届」(写)を添付してください。
※上記の書類がない場合は、都道府県知事等が発行する証明書(約款附表1の参考様式1)

<記載上の留意点等>

1 変更年月日は、必ず記入してください。
2 法人代表者のみ変更の際は、この届を提出する必要はありません。
3 複数の施設の住所等を変更する場合は、この用紙をコピーしてお使いください。
4 は記入しないでください。

◎ コピー1部を共済契約者控としてお手元に残してください。
◎ この届出は、独立行政法人福祉医療機構に提出してください。
◎ 共済契約者名の変更をした場合及び共済契約対象施設・事業の種類を変更した場合は、下部記載の添付書類を必ず添付してください。

① 届出区分

- ・ 該当する届出区分に○をつけてください。

② 変更等事項

- ・ 該当する変更事項等の番号に○をつけてください。
- ・ 共済契約者氏名又は名称・所在地が変わった場合に「有」に○をつけてください。
- ・ 共済契約対象施設・事業の名称や所在地、施設・事業等種類が変わった場合に「有」に○をつけてください。
- ・ 共済契約証書を紛失、き損等の場合は、再交付申出することができますが、簡単に再交付の理由をカッコ内にご記入ください。

③ 共済契約者の変更事項

- ・ 変更年月日（登記簿謄本に記載されている年月日）は、必ずご記入ください。
- ・ 共済契約者の主たる事務所を移転、市町村合併・区画整備等により、住所や住所表記が変わった場合又は、郵便番号が変更になった場合は、ご記入ください。

④ 共済契約対象施設等の変更事項

- ・ 変更する施設・事業の「施設番号」をご記入ください。施設番号がご不明の場合は、共済部退職共済課にお問い合わせいただくか、施設の「名称」欄に当該名称をご記入ください。
- ・ 「名称」が変更された場合は新旧でご記入ください。
- ・ 「所在地」が変更された場合は、新しい所在地の郵便番号及び新旧所在地をご記入ください。
- ・ 「施設・事業」を変更した場合は、変更施設・事業の「許認可書」(写)、「届出書」(写)等の変更された内容を確認できる書類を添付のうえ、記載されている変更年月日及び種類をご記入ください。

⑤ 変更に伴う添付書類

- ・ 共済契約者の名称を変更した場合は、「登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」(写)を添付してください。
- ・ 共済契約対象施設・事業で「種類」を変更した場合は、変更事項が確認できる「許認可書」(写)や「届出書」(写)及び「届出受理書」(写)等を添付し、変更事項が確認できるようにしてください。

注 次のような場合は、この届出書に該当しない例ですのでご注意ください。

- ① 「財団法人 WAM 福祉会」を解散して「社会福祉法人 WAM 福祉会」を設立した場合
- ② 2つ以上の共済契約者が合併して新たに社会福祉法人を設立した場合
- ③ 個人経営施設の経営者が個人から個人に変更した場合（死亡による代替わり又は交代）
- ④ 法人代表者のみ変更した場合→何も提出する必要はありません。
- ⑤ 被共済職員の氏名が変わった場合

※平成13年4月1日より新たに共済契約を締結できる経営者は、社会福祉法人に限られますので、①～③に該当する場合は、契約解除手続き又は契約手続きが伴います。

〈契約解除手続き〉変更前の共済契約者（経営者）は、「社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届（約款様式第4号）」を提出してください。

〈契約手続き〉変更後の経営者は、共済契約を希望する場合、共済部退職共済課までご連絡ください。ただし、③経営が個人（共済契約者）から個人（経営者）に交代した場合、共済契約を申し込むことはできません。